

魚津市告示第 8 号

魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱の一部改正  
について

魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱（令和 2 年魚津市告示  
第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 10 日

魚津市長 村椿 晃

第 2 条第 2 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加え  
る。

（部会）

第 4 条 新型コロナウイルスワクチンの接種に関し必要な業務を円滑に進め  
るため、対策本部に新型コロナウイルスワクチン接種部会を置く。

2 部会長には副市長を、副部会長には民生部長を、部会員には別表第 2 に  
掲げる職にある者をもって充てる。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 4 条関係）

企画総務部長 総務課長 社会福祉課長 健康センター所長
--------------------------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の規定は、令和 3 年 2 月 1 日か  
ら適用する。